**【３】補正項目**

（単位：千円）

**１　感染症の拡大防止　　　　　　　　　　　　　　　　　　168,817,756**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○ | 第2波に備えた医療提供体制等の確保 | 159,169,334 |
| 【政策企画部、健康医療部】 |
|  | ・医療提供体制の整備　 | 156,205,609 |
|  | 医療機関等に対し、医療機器等やゾーニング等工事など患者受入に必要な整備等に要する費用、空床確保に要する費用、消毒など感染拡大防止等に要する費用、医師・看護師の確保等に要する費用等を補助。 |  |
|  | ・臨時医療施設の整備　 | 1,557,565 |
|  |  | 〔債務負担行為　1,557,404千円〕　 |
|  | 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れる臨時医療施設を整備。＜債務負担行為：令和2～4年度　1,557,404千円＞ |  |
|  | ・軽症者等の療養体制の確保　 | 1,406,160 |
|  | 軽症者等を受け入れるための宿泊施設を確保し、搬送や運営に必要な経費を負担。また、宿泊・自宅療養中の患者に係る診療費用の自己負担額を公費で負担。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ○ | 検査体制の強化 | 7,836,722 |
| 【健康医療部】 |
|  | ・検査体制の整備　 | 7,535,055 |
|  | 検体採取量等を増やすための地域外来・検査センターや、濃厚接触者の受検調整等を行う濃厚接触者フォローアップセンターを設置し、運営。大阪健康安全基盤研究所や民間検査機関等へのＰＣＲ検査等の委託や、医療機関等に対して、ＰＣＲ検査機器等の整備に要する費用を補助。保健所におけるＬＡＭＰ法による検査体制の拡充や、京都大学等と連携して高性能検査機器を設置し、ＰＣＲ検査を実施。 |  |
|  | ・妊産婦への支援　 | 301,667 |
|  | 妊産婦に対して、訪問支援等の実施や分娩前のＰＣＲ検査費用を助成。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ○ | 府民への相談体制の強化　 | 1,238,308 |
| 【健康医療部】 |
|  | 新型コロナウイルス感染症に対する府民の不安に対応するため、府民向け相談窓口、新型コロナウイルス感染症受診相談センターにおける電話相談、ＳＮＳ（ＬＩＮＥ）等を活用した相談体制の継続的な実施や、政令市、中核市における相談窓口設置に要する費用を補助。 |  |
|  |  |  |
| ○ | 大阪府新型コロナウイルス感染症対策本部機能の強化　 | 11,729 |
| 【健康医療部】 |
|  | 本部機能強化のため、患者搬送コーディネーター等や感染症対策協議会等を引き続き設置。また、院内感染の予防及び発生時の対応にあたる感染症対策専門家の派遣体制を確保。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 〇 | 避難所における感染拡大防止対策　 | 12,571 |
|  |  | 【政策企画部】 |
|  | 　市町村が設置する避難所における感染症対策を支援するため、必要な物資（パーティション、簡易ベッド等）を備蓄。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 〇 | 府有施設の開館等に伴う対応　 | 一般会計　075,704 |
|  |  | 日本万国博覧会記念公園事業特別会計　473,388 |
|  |  | 【府民文化部、都市整備部】 |
|  | 指定管理者に管理を委託している府有施設について、感染症対策の実施や、維持管理等に必要な経費を指定管理者に対して補填。施設名称：府営公園プール（服部緑地、久宝寺緑地、住之江公園、浜寺公園）男女共同参画・青少年センター、日本万国博覧会記念公園 |  |

**２　感染症対応への支援　　　　　　　　　　　　　　　　　 60,981,169**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 〇 | 医療従事者等への支援（新型コロナウイルス助け合い基金の活用） | 　3,000,000 |
|  |  | 【健康医療部】 |
|  | 新型コロナウイルス助け合い基金を活用し、医療及び療養に係る役務に従事する者を支援。（積立額15億円、同額を取崩して活用）・第二次贈呈では、贈呈対象の範囲を拡大。勤務実績が5日未満の方、医療と療養の最前線で活動する医療従事者等の後方支援や、救急搬送業務の従事者なども対象。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 〇 | 医療従事者等への支援（慰労金の支給）　 | 　　57,981,169 |
|  |  | 【福祉部、健康医療部】 |
|  | ・医療従事者等への慰労金の支給 | 31,296,519 |
|  | 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等を行う医療機関に勤務する医療従事者等に対して、慰労金を支給。 |  |
|  | ・介護・障がい者福祉施設職員等への慰労金の支給 | 26,684,650 |
|  | 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら福祉サービスを提供する介護・障がい福祉サービス施設職員等に対して、慰労金を支給。 |  |

**３　くらしと経済を支えるセーフティネット強化　　　　　 202,105,140**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 〇 | 学校等の再開に伴う対応 | 1,752,172 |
|  |  | 【教育庁】 |
|  | ・学びの保障　 | 592,447 |
|  | 臨時休業の影響により、学習内容の定着が不十分な生徒に対する学習補助等を行うための学習支援員を府立高校に配置するとともに、教員の増加する業務をサポートするためのスクールサポートスタッフを府立支援学校に配置。また、市町村に対して、市町村立小中学校へ学習支援員やスクールサポートスタッフを配置するための経費を補助。 |  |
|  | ・学校等における感染拡大防止対策　 | 1,122,500 |
|  | 府立学校の感染症拡大防止のため、衛生用品（マスク、消毒液）等を購入。また、幼稚園設置者に対して、衛生用品の購入費用等を補助。 |  |
|  | ・全国大会中止に伴う対応　 | 37,225 |
|  | 新型コロナウイルス感染症の影響により開催が中止になった中学生・高校生の全国部活動大会の代替となる大阪大会開催のため、必要となる感染予防対策等の経費。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 〇 | 福祉施設等への支援　 | 21,312,765 |
|  |  | 【福祉部】 |
|  | 介護・障がい福祉サービスや児童福祉施設等におけるマスク、消毒液等の購入などの感染防止対策や人員確保のための経費等への補助など、福祉施設等の業務継続を支援。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 〇 | ひとり親家族への支援　 | 171,352 |
|  |  | 【福祉部】 |
|  | 府が管轄する郡部（島本町除く8町1村）に居住する児童扶養手当受給世帯等に臨時特別給付金を支給。　・1世帯あたり5万円　第2子以降1人につき3万円の加算　・収入が減少した世帯　1世帯5万円の加算 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 〇 | 生活困窮者等への支援　 | 31,524 |
|  |  | 【福祉部】 |
|  | 府が管轄する郡部（島本町除く8町1村）に居住し、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等により経済的に困窮し、住宅を失った又はそのおそれがある者に対し支給する住居確保給付金について、申請状況を踏まえ増額。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 〇 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付　 | 29,914,000 |
|  |  | 【福祉部】 |
|  | 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少等があった世帯を対象に実施する、個人向け緊急小口資金等の特例貸付に要する経費にかかる大阪府社会福祉協議会に対する補助金について、申請状況等を踏まえ増額。 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 〇 | 中小企業等への支援　 | 19,181,871 |
|  |  | 【商工労働部】 |
|  | 感染症の拡大により、経営に大きな影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」の対象とならなかった事業者に対し、国の家賃補助制度が開始されるまでの府独自の取組みとして支給している家賃等の固定費に対する支援金（休業要請外支援金）について、申請期限の延長等に伴い増額。・中小法人　　2事業所以上：100万円　　1事業所：50万円・個人事業主　2事業所以上： 50万円　　1事業所：25万円※　国の補正予算において、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分として配分された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用。 |  |
| 〇 | 緊急資金に係る制度融資　 | 129,741,456 |
|  |  | 〔債務負担行為　14,763,860千円〕　 |
|  |  | 【商工労働部】 |
|  | 中小事業者等を支援するため、預託金を増額し制度融資枠を拡大。（既存の融資制度とあわせ、8月末までに約1.4兆円の融資枠を確保）また、「新型コロナウイルス感染症対応資金」利用事業者の利子負担を実質無利子とするため、融資枠の拡大に伴い利子補給を増額。なお、保証料については、全額を国から信用保証協会へ補助。＜債務負担行為（損失補償）：令和2～22年度　 3,363,860千円＞＜債務負担行為（利子補給）：令和2～ 5年度　11,400,000千円＞ |  |